

薬食発 1 1 1 9 第 4 号  
平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

### 体外診断用医薬品の承認基準の改正について

体外診断用医薬品の承認基準については、「体外診断用医薬品の承認基準の制定について」（平成17年6月22日付け薬食発第0622006号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところです。今般、「体外診断用医薬品の一般的名称の改正等について」（平成26年11月19日付け薬食発1119第13号厚生労働省医薬食品局長通知）の発出等に伴い、局長通知について下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管下関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本臨床検査薬協会会長、米国医療機器・I V D工業会会長及び欧州ビジネス協会臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会委員長宛て送付することを申し添えます。

### 記

1. 局長通知別添1の別表について、
  - (1) 別表1に掲げる体外診断用医薬品を追加する。
  - (2) 別表2に掲げる体外診断用医薬品の検査項目を改める。